

# 第2次あきる野市総合計画

## 概要版



Akiruno City



あきる野市



### I

## 序論

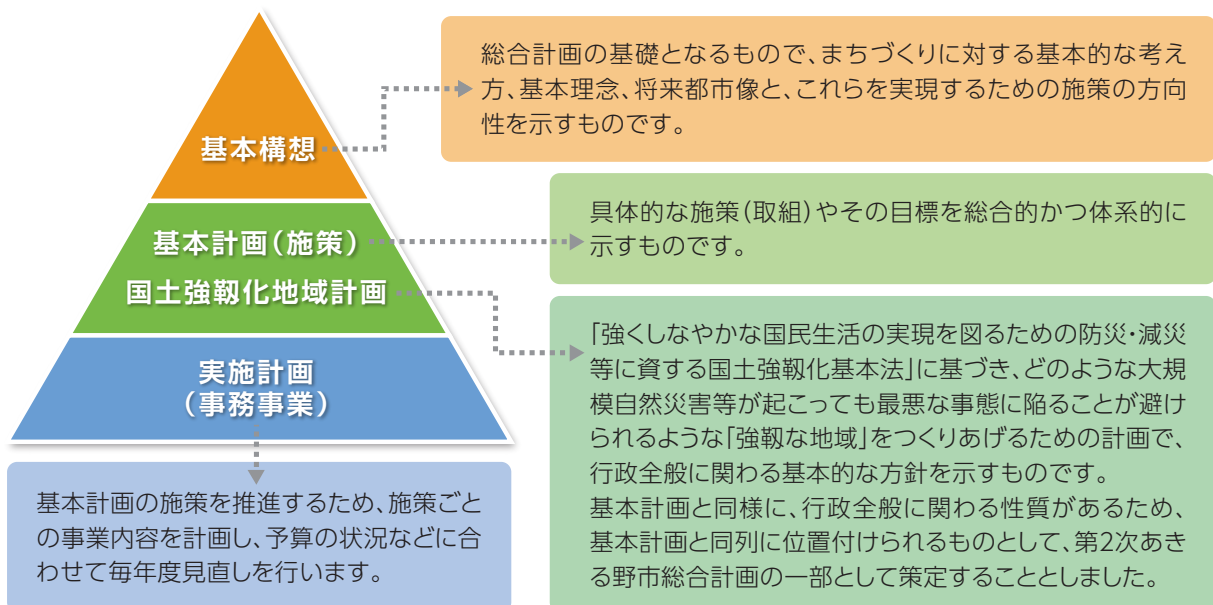
### 1 総合計画とは

総合計画とは、総合的かつ計画的なまちづくりの方針を示すもので、最上位の行政計画となるものです。目標となる将来都市像や人口の見通し、個別の取組の内容などをまとめています。

### 2 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「国土強靱化地域計画」「実施計画」によって構成されています。

※総合計画は、原則として、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されますが、第2次あきる野市総合計画については、国土強靱化地域計画を総合計画に含めた構成となっています。



### 3 計画の期間

#### 基本構想

令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)

#### 基本計画

前期：令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)

後期：令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)

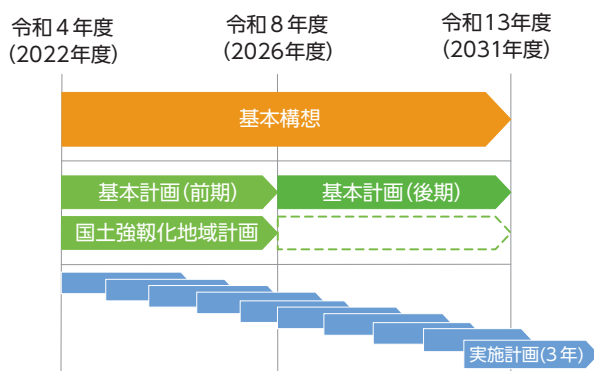
#### 国土強靱化地域計画

令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)

※令和9年度(2027年度)以降の国土強靱化地域計画は、別に検討します。

#### 実施計画

3年間の計画を策定し、毎年度見直しを行います。



## II

### 第2次あきる野市総合計画の目標(基本構想)

#### 1 将来都市像

あきる野市の特性や、市民の皆様とまちづくりを進めていること、将来に渡って本市に住み続けられることなどを願い、次のとおり、目標となる「将来都市像」を定めました。

豊かな自然と人々の絆に包まれ  
人やまち、文化を育む  
安全・安心なまち あきる野

#### 2 基本理念

将来都市像や平成13年(2001年)に制定したあきる野市民憲章から、各種施策の推進に当たっての基本的な考え方を「基本理念」として整理しました。

##### 基本理念

1

豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう

##### 基本理念

2

地域の特性を生かした、  
活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう

##### 基本理念

3

安全・安心なまちづくりを進めよう

##### 基本理念

4

お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

## Ⅲ

## 目標の達成に向けた取組(基本計画)

基本計画は、将来都市像を実現するための取組の内容や目標をまとめたものです。取組は、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの分野に分類しています。主な取組は次のとおりです。

## 1章 都市整備分野

- ① 快適で住み続けられる都市づくりの推進
- ② 緑豊かで良好な都市景観の形成
- ③ 安全で利便性の高い都市基盤の充実

人口減少社会に対応したまちづくりを進めるとともに、道路、橋りょうなどの維持管理、空き家対策、公園・緑地の整備保全・創出、公共交通対策、汚水処理などに取り組めます。



## 2章 産業振興分野

- ① 地域特性を生かした産業振興の促進
- ② 活力ある商工業の振興
- ③ あるきたくなる街あきる野を目指した観光業の振興
- ④ 消費者志向に合わせた都市型農業の推進
- ⑤ 健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進
- ⑥ 秋川の資源を活用した水産振興の推進

計画的な企業立地などの産業振興や商工業者の支援を進めるとともに、観光振興や農林業の振興、水産振興などに取り組めます。



## 3章 市民生活・環境分野

- ① 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進
- ② 安全な暮らしを守る地域づくりの推進
- ③ 清潔で快適な循環型社会システムの構築
- ④ 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

町内会・自治会の加入促進の支援など、地域コミュニティの強化を進めます。また、防災、防犯、平和なまちづくり、公害防止など、安全な暮らしを守る取組を進めます。

さらに、ごみの減量化や適正処理、地球温暖化対策、生物多様性の保全などに取り組めます。



## 4章 保健福祉分野

- ① 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実
- ② 安心して子どもを産み育てられる環境の整備
- ③ 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実
- ④ 高齢者が安心して生活できる福祉の充実
- ⑤ 地域福祉の推進



各種健康診査の受診勧奨など、健康づくりを進めます。また、子育て支援に取り組むとともに、障がいのある方や高齢の方が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

## 5章 教育・文化・スポーツ分野

- ① 人権尊重教育の推進
- ② 生涯学習社会の振興
- ③ 青少年の健全育成の推進
- ④ 個性を生かす学校教育の充実
- ⑤ 社会教育の推進



各学校において、いじめ問題への対応など、人権教育に取り組むとともに、不登校児童・生徒の支援、ICT教育の充実、特色ある学校づくりなどに取り組みます。

また、公民館、スポーツ施設、図書館などの施設を中心に、社会教育を推進します。

## 6章 行財政分野

- ① 財政運営の健全化
- ② 行政体制・行政サービスの適正化・最適化
- ③ 組織・人事体制の活性化
- ④ 協働によるまちづくりの推進
- ⑤ 広域行政・広域連携の推進



計画的な財政運営に取り組むとともに、自主財源の確保、事務事業の見直し、自治体DX、公共施設等の総合的管理に取り組みます。

また、協働のまちづくりや市政情報の発信・共有、シティプロモーションに取り組みます。

## IV

## まちづくりのテーマ

将来都市像の実現に向け、基本理念に基づくまちづくりを推進するためには、6つの分野の取組を進めるだけでなく、分野を超えた課題にも取り組む必要があります。

このため、複数の分野に関わる課題等を「まちづくりのテーマ」とし、取り組んでいくこととしました。

- 1 豊かな自然と調和したまち
- 2 あきる野らしさを生かした活気あふれるたくましいまち
- 3 快適で安全・安心なまち
- 4 みんなが支え合い、育て合うまち
- 5 住み続けたい魅力的なまち

## V

## SDGsの推進

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択されたSDGsは、17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。

国においても、平成28年(2016年)に、政府内にSDGs推進本部を設置するとともに、SDGs実施方針を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」旨と、SDGs達成に向けた自治体の役割や、自治体に取り組むことの重要性を示しました。

こうしたことから、本市においても、SDGsの達成に向け、取組を進めていく必要があります。SDGsは、経済・社会・環境といった広範囲な課題を対象としており、基本計画に位置付けた施策の対象と同様であることから、本市では、基本計画の各種施策を着実に推進することで、将来都市像の実現とSDGsの達成を目指すこととします。

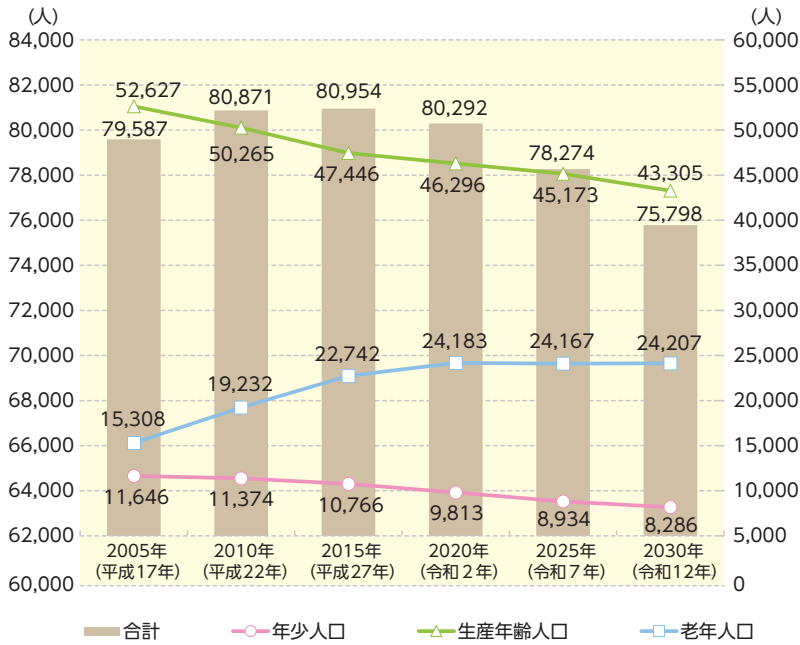
## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# VI

## 将来の人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年(2018年)3月に公表した推計人口によると、令和12年(2030年)の人口はおおむね75,800人と推計されますが、将来都市像の実現に向け、様々な施策を着実に推進することで、78,300人台の人口の維持を目指します。



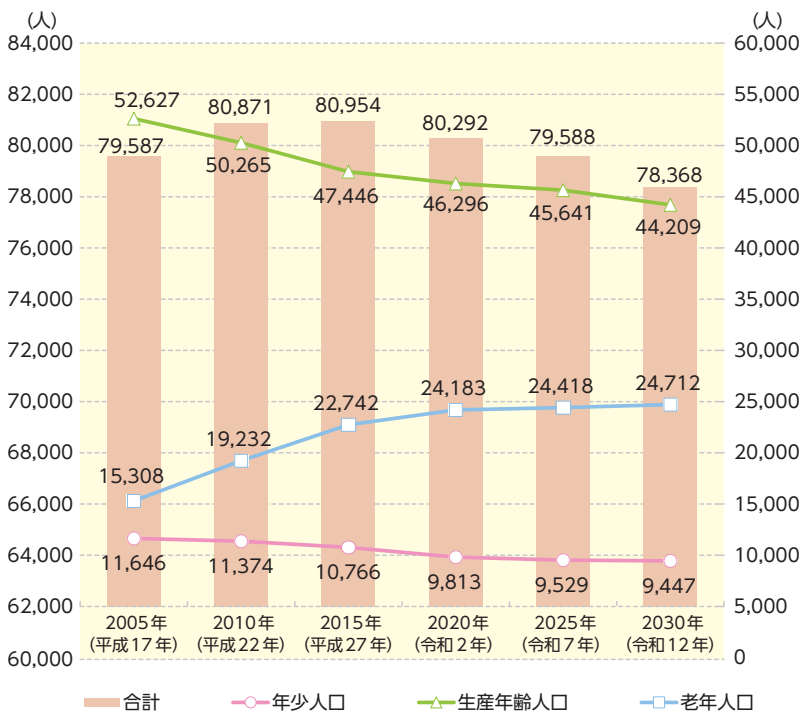
国立社会保障・人口問題研究所  
ベースの推計人口

令和12年(2030年)  
約75,800人



将来都市像の実現に向け、様々な  
施策を着実に推進した場合の、  
あきる野市の将来の人口見通し

令和12年(2030年)  
約78,300人



### 人口の算出方法等

- 平成17年(2005年)～平成27年(2015年)は国勢調査に基づくものです。
- 令和2年(2020年)は住民基本台帳に基づく実績です。
- 令和7年(2025年)以降は合計特殊出生率の向上、生残率や純移動率の改善によるシミュレーションを実施したものです。

## VII

## 国土強靱化地域計画

## 1 計画策定の理由など

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災により、我が国は未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、国においては、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年(2014年)6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

本市においても、立川断層帯地震や多摩直下地震などでは大きな被害が出ることを想定しています。また、近年、台風や集中豪雨等による風水害や土砂災害により、各地で大きな被害が発生しているため、これらに備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があることから、「第2次あきる野市総合計画」の策定と併せて、「あきる野市国土強靱化地域計画」を策定しました。

## 2 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、最悪の事態に至らないための国土強靱化を進めるため、「国土強靱化基本計画」「東京都国土強靱化地域計画」を踏まえ、次のとおり、4つの基本目標を掲げました。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 生活インフラ、行政等の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設等に係る被害が最小に抑えられること
- 4 迅速な復旧・復興が図られること

## 3 想定する自然災害

「国土強靱化基本計画」「東京都国土強靱化地域計画」「あきる野市地域防災計画」を踏まえ、次のとおり、自然災害の規模などを想定しました。

No.	種 類	規模等
1	地震（立川断層帯地震・多摩直下地震）	立川断層帯地震 M7.4 多摩直下地震 M7.3
2	風水害（浸水害、土砂災害）	最大降雨 153mm/1h、690mm/24h
3	風水害（雪害）	降雪量 50cm 以上
4	火山噴火	最大で 10cmの降灰

## 4 推進目標

2の基本目標の達成のために、事前に備えるべき目標として、次のとおり、8つの国土強靱化の推進目標を設定しました。また、推進目標に対しては、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を設定しています。

- 1 人命の保護を最大限図る
- 2 迅速な救助・救急、医療活動が行われるとともに、被災者などの健康と避難生活環境を確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動の機能不全を回避する
- 6 被災後の生活や経済活動に必要な必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 社会・経済を迅速に、そして強靱な姿で復興させる条件を整備する

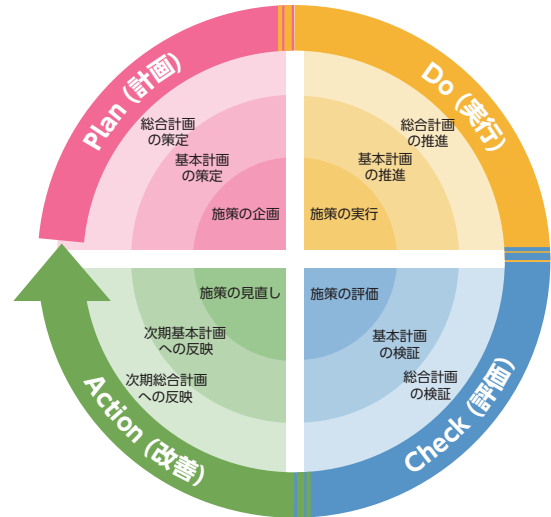
# VIII

## 進捗管理

将来都市像の実現に向けて、Ⅲの取組ごとに設定した成果目標等を用いて、毎年度、施策の進捗管理を行い、必要に応じて、施策の推進方法の見直し等(改善)を行います。

また、計画期間の終了等に伴い、基本計画を見直す場合には、それまでの成果を検証し、その結果等を反映させていきます。

なお、進捗管理は、PDCAサイクルの手法を活用し、あきる野市総合計画審議会にて審議し、その結果を市で協議します。

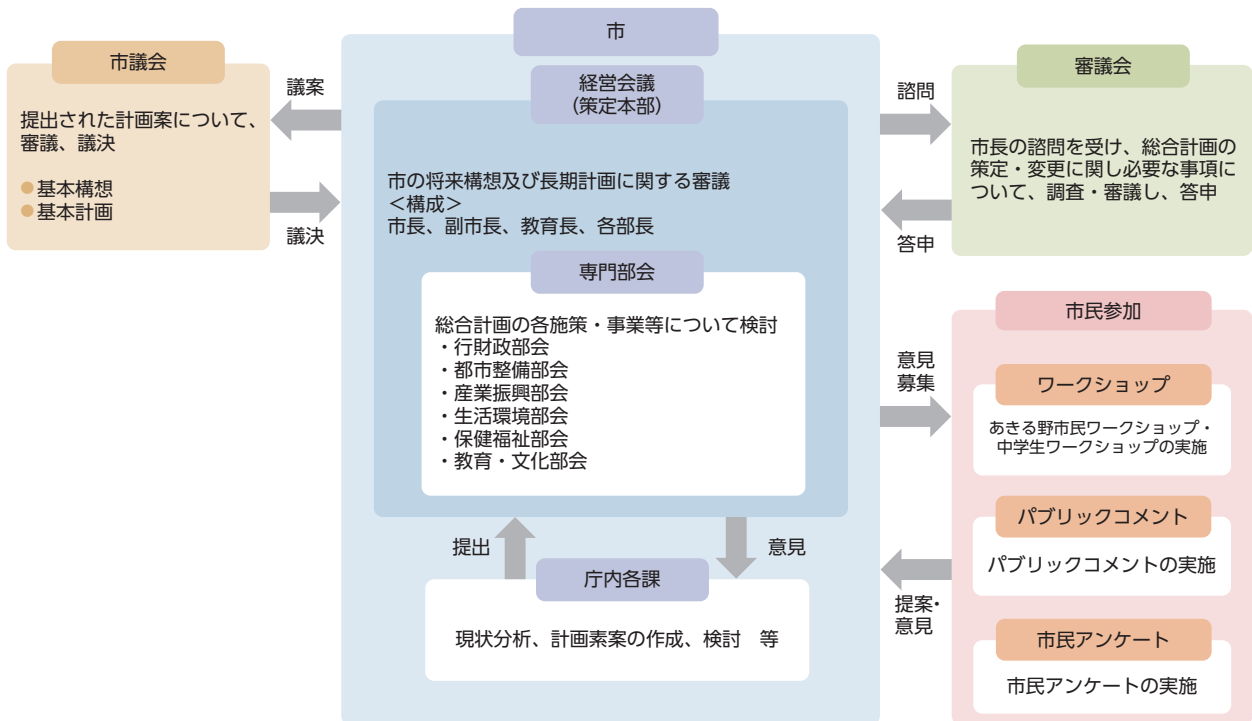


# IX

## 策定過程

総合計画は、今後のまちづくりにおいて、大変重要なものです。このため、第2次あきる野市総合計画の取りまとめに当たり、学識経験を有する者などで組織する総合計画審議会による審議のほか、ワークショップ、パブリックコメント等を通じて、市民の皆様、市議会議員の皆様など、様々な立場の方から御意見をいただきました。

本計画の策定体制は、次のとおりです。



### 第2次あきる野市総合計画 概要版 令和4年(2022年)3月

発行 あきる野市

編集 あきる野市企画政策部企画政策課

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

電話 042-558-1111(代表)

HP <https://www.city.akiruno.tokyo.jp>